

**こだわりの“箕面の旬”を
あなたの食卓へ！
～出荷者の手引き～**

平成22年8月8日(日) 10:00 オープン



箕面中央朝市 in かやの広場
～財団法人箕面市障害者事業団～

「箕面中央朝市」は、消費者に“新鮮”“安心・安全”な箕面の農産物・加工品を提供する「地産地消」の場として、平成22年8月8日(日)午前10時～箕面市立かやの広場(北部エリア)にオープンします。

“財団法人箕面市障害者事業団”が直売所運営の引受先(受託先)となり、農産物等の受託販売をします。

直売所の営業日

(1) 営業日 日曜日及び水曜日(年末年始除く)

(2) 営業時間

ア 夏期(7月から9月末) 午前10時から正午まで

イ 上記以外の期間 午前10時から午後2時まで

出荷できるものは・・・

直売所へ出荷できる農産物等は、箕面市内で栽培、加工した農産物等に限り
ます。(米や切り花も出荷できます。)

出荷できるかたは・・・

・「出荷者登録申込書」を提出して、登録してもらいます。

申込書は、箕面市農業委員会事務局(市役所別館4階)又は箕面市障害者
事業団事務局までご提出ください。(「登録済証」を発行します)

・直売所オープン後も、随時申込みを受け付けます。

農産物の出荷準備

「値段」を付ける

・市場価格やスーパーマーケットの価格等を参考に、生産者自身の判断で値
段を付けてください。

・商品の値付けは、品質等を参考に価格及び量を調整してください。

* 過剰な安売り競争は、生産者相互の利益を阻害しますのでやめましょう。

* 販売価格は10円単位でお願いします。

「価格表示」を付ける

・「品目・生産者番号・販売価格」を表示する。なお、生産者名の表記につい
ては自由とする。

・「原産地(=大阪府箕面市)」の表示は、直売所に掲示しますので、個別商

品への表示は不要です。

- 加工食品は、「食品表示ハンドブック(全国食品安全自治ネットワーク版)」に基づき記載してください。(別添資料1参照)

【生産者番号】箕面市農業経営者連絡協議会名簿を参考にします。

止々呂美農研部会	101～
花卉部会	201～
芝農研部会	301～
そ菜部会	401～
部会員以外	501～
新規の部会員以外	601～

- 「米」を出荷する場合は、精米したものとし、次の表記をしてください。

【米の食品表示(「玄米及び精米品質表示基準」)】

表示項目	検査米	未検査米	備考
1)名称	「うるち米」又は「精米」		「ヒノヒカリ」といった品種名ではいけません。
2)原料玄米	「大阪府箕面市産」	「未検査米・国内産10割」	「産地・品種・産年」を表示できるのは、原料玄米が農産物検査法等による検査を受けたものに限られます。
3)品種	「ヒノヒカリ」等	-	
4)産年	「年産」	-	
5)内容量	「 kg」		単位を明記して表示します。
6)精米年月日	「平成 年 月 日」		
7)販売者	「個人氏名・住所・電話番号」		出荷者登録番号では不可。販売者名等の表示が必要。

注1) この米の一括表示は、手書きではなく、ワープロ活字で表示しなければなりません。

注2) 一括表示欄以外の場所への表示は、上記基準の内容の範囲で表示することができます。(未検査米の場合は、産地・品種・産年は欄外でも表記できません)

注3) 原料玄米が生産された当該年の12月31日までに精白され包装された精米に限り「新米」と表示できます。(検査米・未検査米とも、欄外に「新米」表示はできません)

出荷する野菜や果物は、包丁などでカットしないでください。

野菜は、品目に応じたラップ又はテープで包装してください。

出荷物に関する情報・生産者の紹介など掲示したい物があれば、持参してください。(大きすぎるなど物理的に無理な場合は掲示できません)

- ・内容物を誤認させるようなイラストや表示は、JAS法で禁止されています。また、健康増進に役立つなどの表現も健康増進法や薬事法に抵触する場合がありますので注意が必要です。

農産物の搬入と陳列

搬入時間

- ・午前10時から開店ですので、原則として午前8時30分から9時30分までの間に、所定の搬入経路で搬入してください。
- ・ただし、営業時間内でも、管理者が顧客に迷惑をかけないと認める場合は搬入を認めます。

搬入経路

- ・かやの広場南西口から軽トラック等にて北端(直売所)まで進入し、直売所横まで台車等にて搬入してください。 <別図参照>
- ・搬入が終わった車両は、他の車両の通行の妨げとなりますので、直ちに移動してください。(長時間の放置は、他の生産者の方の迷惑となります。)

イベント時など、進入経路が変わる場合もあります。

搬入伝票

- ・搬入伝票(仕切帳)は、3部複写(納品書・請求書・生産者控)を使用してください。(コクヨ納品書ウ-332Nなど)
- ・搬入時には、搬入伝票3部複写の内、生産者控えを除く「2部(納品書・請求書)」を直売所販売員に手渡し、品数等の確認を受けてください。

『伝票に記載する事項』 (別添資料2参照)

- 1)「数量」と「単価」(販売価格：運営手数料15%を引く前の価格)
 - 2)「生産者番号・氏名・電話番号」
- *金額欄(小計・合計)は記入しないでください。

『搬入時の注意事項』

- *箕面市内で生産された農産物以外は絶対に搬入しないこと。
- *安全対策のためホッチキスは絶対使用しないこと。

- *見えにくい場所にラベルを貼らないこと。また、しっかりとテープ等ではがれにくいようにしてください。
(ネットで出荷する場合、ラベルは、ネット内で見えやすいように工夫してしっかり貼ってください。)

上記の注意事項を遵守していただけない方については、搬入・陳列をお断りする場合があります。

陳列

- ・「陳列用コンテナ」は、事業団にて用意します。
- ・陳列用コンテナへの移し替えは、搬入伝票による確認を受けた後、生産者が行ってください。
- ・陳列は、生産者の持参コンテナでの陳列も可とします。この場合は、「青色のコンテナ」を使用してください。

販売

- ・販売は、事業団（販売員）が行います。

クレームが生じた場合

- ・出荷品にクレームが生じた場合、お客様との連絡は事業団（販売員）が対応します。出荷者の方にもクレームの内容についてはお知らせしますので、以後は注意してください。
- ・悪質な場合や、連絡後も改善が見られない場合には、出荷停止の措置を取らせていただきます。

残品の引き取りについて

- ・残品については閉店後30分後から1時間以内（7～9月期：12時30分～13時30分まで、その他の期間：2時30分～3時）に、必ず精算伝票とともに引き取りください。
- ・残品の確認は、販売員が行い、閉店後速やかに残品有無状況については直売所から各生産者へ連絡します。
- ・来客が触って陳列中に痛んだり、虫・腐り・カビなど販売できない場合は、直売所では処分せず、出荷者へ返品します。
- ・この分の代金は事業団では負担いたしませんのでご了承ください。

販売代金の精算及び手数料

- ・納品された商品の中から、レジを通した農産物・農産加工品については、販売代金から15%の手数料を差し引いた除いた金額(販売代金の85%)で精算します。なお、精算は月末で締め翌月15日までに所定の口座に振り込みます。
- ・振込口座は、大阪北部農業協同組合の口座を指定してください。

その他

- ・直売所では、閉店前の値引き販売はいたしません。
- ・あまり市場に出回らない作物などは、レシピなど情報を提出していただければ消費者へ提供していきます。
- ・出荷のための包装など消耗物品は、生産者において用意してください。これらは、現に駅前朝市などに出荷されておられる方は、それらを使用していただいても構いません。(別添資料3参照)
- ・販売品の生産履歴記帳や農薬取締法の遵守をお願いします。
- ・悪天候の際は、当日朝7時の段階で箕面市に大雨・洪水・暴風を問わず警報が出ている場合は、朝市は中止します。その後天候が回復しても中止します。

【問い合わせ】

財団法人箕面市障害者事業団
(箕面市稲1-11-2 ふれあい就労支援センター4階)
電 話) 072-723-1210
F A X) 072-724-3383
箕面市みどりまちづくり部農とみどり政策課
電 話) 072-724-6728
F A X) 072-722-2466